

令和7年度茨城県社会的養護自立支援拠点事業業務委託
に係る公募型プロポーザルの実施について

茨城県では、令和7年度茨城県社会的養護自立支援拠点事業業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、応募しようとする者は、下記の内容を熟知のうえ、応募願います。

また、詳細は、「令和7年度茨城県社会的養護自立支援拠点事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別添PDFファイル）を参照願います。

記

1 委託業務名

令和7年度茨城県社会的養護自立支援拠点事業業務委託

2 事業内容

児童福祉施設等に入所している者及び児童福祉施設等を退所した者並びに虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者であって、支援が必要と認められる者に対して、次の業務を行う。

(1) 支援計画の策定

生活や就労等に困難な課題を抱えており、本事業による継続的な支援が必要であると判断される者について、支援対象者の意向を十分に踏まえながら、支援対象者の心身の状況や生活状況などの必要な情報を収集してアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法等を定めた支援計画を策定すること。

なお、支援対象者が主体的に取り組めるよう、支援計画の内容については、十分に説明を行うこと。

(2) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行える場を提供すること。

また、必要に応じて、支援対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。

(3) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言、関係機関との連絡調整

居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や求職上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等により支援を行うこと。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 児童養護施設入所者等の自立支援に関して実績があり、退所後の社会的自立支援事業を適切に履行できる者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。

5 審査

(1) 審査方法

ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、審査委員による審査を行う。

イ 企画提案審査会においては、提出書類により審査（プレゼンテーションは実施しない）する。

(2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

| 審査基準項目 | 着眼点等 |
|-----------------------------|--|
| 1 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・確実に事業を遂行できる実施体制になっているか。 ・事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。 ・施設入所者等の支援で良好な実績があり、その知識ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。 ・スキルと経験を持つスタッフがいるか。 ・個人情報の管理体制は整っているか。 |
| 2 社会的養護自立支援拠点事業に対する認識・課題の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設退所者等の背景を的確に見極め、社会的養護自立支援拠点事業を実施するにあたっての課題やニーズなどを把握したうえで、事業を遂行できるか。 |
| 3 企画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。 |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する際、利用者に安全や安心を配慮したものとなっているか。 ・利用者個々のレベルに合わせた支援を提供できる体制となっているか。 ・事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。 |
| 4 費用の積算 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用の積算は合理的な内容になっているか。 |

6 問い合わせ先

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3247 / FAX：029-301-2189

E-mail：jifukul@pref.ibaraki.lg.jp

7 応募手続等

(1) 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時まで

(2) 提出場所及び問い合わせ先

上記6の問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

8 その他留意事項

(1) 事業の成果は茨城県に帰属する。

(2) 受託者は、個人情報の取り扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後も同様とする。

(4) 当該公募型プロポーザル方式に関する公告に基づき生じた権利義務は、令和7年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとします。

○ 添付書類

- ・ 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 業務委託仕様書